

	分科会名	分科会のねらい・概要	発表者・発表内容	コーディネータ	司会
第1分科会	移住女性の人権とその保障	<p>「移住女性の人権とその保障」分科会は韓国からのゲスト、ハン・グックヨムさん（韓国移住女性人権センター）に移住連「女性プロジェクト」が昨年からの注目してきた韓国の「多文化家族支援法」について、法律ができた背景、施行後の「多文化家族」の実情などの報告を行っていただきます。また、</p> <p>① ハーグ条約批准および国内法制定の移住女性と子どもへの影響報告者：山岸素子（移住連共同代表）</p> <p>② 日本人配偶者・永配在留資格取消制度を中心にした1年目をむかえる改定入管法の検証 報告者：大下富佐江（行政書士）</p> <p>③ 移住連「女性プロジェクト」活動報告</p> <p>を行い、それぞれに質疑応答を加えて交流の場とします。</p> <p>*この分科会は移住連「女性プロジェクト」が中心となり開催いたします。このテーマに関心のある方の参加をお待ちしています。</p> <p>*韓国語・英語での通訳があります。</p>	<p>① 杉戸ひろ子（移住連「女性プロジェクト」運営委員）「移住連『女性プロジェクト』活動報告」</p> <p>② ハン・グックヨム（韓国移住女性人権センター）「韓国の『多文化家族支援法』について」</p> <p>④ 山岸素子（移住連共同代表）「ハーグ条約批准および国内法制定の移住女性と子どもへの影響報告者」</p> <p>④ 大下富佐江（行政書士）日本人配偶者・永配在留資格「取消制度を中心にした1年目をむかえる改定入管法の検証」</p>	岡佑里子	岡佑里子 （移住連「女性プロジェクト」メンバー/ 京都 YWCA・APT)
第2分科会	技能実習生	<p>法務省が今年3月に発表した在留外国人数によると、2012年度末現在在留資格「技能実習」で日本に滞在する外国人は15万人を超えている。南米からの「日系人」労働者がこの間減少傾向にあることと比べ、技能実習生は確実に増加している。</p> <p>2010年の7月1日から、それまでの制度が改定され、現行の研修・技能実習制度となった。今年是新制度移行後3年目となり、7月以降日本に滞在する技能実習生は全員が新制度での受入れとなる。新制度移行後技能実習生の状況が改善されているのか、3年目を迎えた現在厳しく検証されなければならない。</p> <p>技能実習生からは新制度移行後も以前と同じような相談が寄せられており、実態はほとんど変わっていない。一方で新制度では、監理団体が3年間技能実習が適切に行われるよう実習先を監督・指導する責任を負うこととさ</p>	<p>① 土屋信三（スクラムユニオン・ひろしま）、武藤貢（福山ユニオンたんぼぼ）「広島からの報告」</p> <p>② 矢野隆志（外国人実習生権利ネットワーク・北九州）「九州からの報告」</p> <p>③ 酒井恭輔（連合大阪ハートフルユニオン）「大阪からの報告」</p>	早崎直美（RINK)	

		<p>れた。しかし、現実にはむしろ監理団体が主導して労働法違反や人権侵害を引き起こしている場合が多い。にもかかわらず、監理団体がその責任を問われることはほとんどない。</p> <p>第2分科会では、3つの団体から最近の事例報告を受けた後、参加者で「監理団体の責任をどう問うのか」をテーマに討論を行う。また、研修・技能実習生を労働搾取の人身売買被害者と定義して問題に取り組む動きや、省庁交渉、裁判の報告なども受けていく。討論を通して、技能実習生の現状を改善するためにより実効性のある取り組みを提起していきたい。</p>			
第3分科会	外国人労働者の人権	<p>労働現場で、外国人労働者の人権は守られているのか！労働相談活動で直面している具体的な報告を中心に、現状報告と交流・意見交換ができる分科会にしたいと考えています。</p> <p>外国人労働相談を受ける中で、最近増えている相談として、一つは社会保険の加入に伴う賃金下げや有給休暇の付与などの問題が挙げられます。これは、リーマンショックでの「派遣村」の活動後、元請けが下請に対してコンプライアンス遵守を指示したことによって増えてきています。多くの外国人労働者は、「コミコミ」（社会保険なし・有休なしで時給いくら）で契約していることが多いため、社会保険加入によって時給が200～300円もダウンするというケースが増えています。また、解雇の相談も相変わらず多く寄せられています。そして、労働災害と補償問題。これらの事例について、3人から報告を予定しています。</p> <p>外国人相談活動は、まず「言葉の壁」があり躊躇しがちですが、悲惨な労働実態や権利侵害を守るのは、労働組合の責任ですので、分会会を通じて一つでも相談窓口が増えることを期待しています。</p>	<p>① 塚原久雄（ひょうごユニオン） 「下請労働者解雇事件 ～言葉の壁とその扱い～」</p> <p>② 村山 敏（神奈川シティユニオン）「南米労働者の労働相談に取り組んで」</p> <p>③ 久保真光（連合大阪） 「アジアからの労働相談」</p>		
第4分科	医療保障の現状と取り組み	<p>外国籍の人たちのための医療保障制度は在留資格に依存しており、在留資格の短い人や在留資格のない人が利用できる制度は非常に限られている。現行法の中で利用できる制度を最大限に利用しその現状を共有する動きを行うことを提起する。</p> <p>今回は、「無料低額診療事業」に焦点を当てて、同制度について理解を深め、</p>	<p>① 無料低額診療事業と病院での運用の現状について」</p> <p>② 「関東での制度活用経験の報告」</p> <p>③ 「関西での制度活用経験の報告」 ポップ（CHARM）</p>		

会		<p>関西、関東での活用経験の報告を受け、全国での活用に向けた呼びかけを行う。医療保障の課題に経験して、取り組もうとする人と少人数でもネットワークを築くことを目指す。</p>	ほか		
第5分科会	<p>外国にルーツを持つ子どもの学ぶ権利</p>	<p>今回の分科会のねらいは、インドシナ難民の子どもたちの小学校教育で感じる現状と課題、中国帰国者の子どもたちの高校生活の現状と課題、日系人の子どもが多数居住する県行政の取組みと課題について報告していただき、学校での教育課題、NPOや行政の支援などの意見交流を行い、外国にルーツをもつ子どもの学ぶ権利への理解と関わる教育の進展をめざします。</p> <p>1つは1979年日本が初めて難民受け入れを決定し、同年、兵庫県姫路市北部にインドシナ難民の「姫路定住促進センター」を開設した。センターでの研修後、難民たちは、仕事を求めて姫路や神戸市内、また大阪府下等に定住した。姫路の小学校教員からベトナム人の子どもたちの高校、大学等への進路実態と課題発表です。2つ目は1972年の日中国交正常化以降、中国帰国者の子どもの教育支援は長年大きな課題である。今回は大阪の公立高校教員から中国帰国者を中心とした高校入試の特別枠制度と受け入れ後の母語保障、大学進学などの現状と課題の発表です。3つ目は、2001年浜松市の呼びかけで発足した「外国人集住都市会議」に豊橋市等4市が参加し、またブラジル人学校が県内に7校もある日系人多数居住地域の愛知県行政から、その取組みやNPO団体などへの支援の現状と課題の報告です。</p> <p>これらの報告を基に活発な意見交流が行われることを願っております。</p>	<p>① 金川 香雪（兵庫県姫路市立東小学校教員）「ニューカマーの子どもたちの進路について－姫路市に住むベトナム人の子どもの現状と課題－」</p> <p>② 大倉安央（大阪府立門真なみはや高等学校教員）「高校で暮らす子どもたち」</p> <p>③ 稲波智子（愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室室長補佐「愛知県における外国人児童生徒に対する教育施策について」</p>	<p>辻本久夫（兵庫県在日外国人教育研究協議会・関西学院大学講師）</p>	<p>辻本久夫（兵庫県在日外国人教育研究協議会・関西学院大学講師）</p>
第6分科	<p>改訂入管法、その後</p>	<p>昨年7月9日、外登法が廃止されて「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法が施行された。</p> <p>改定法では、「中長期在留者」という新しいカテゴリーを設けて、煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めている（「新しい在留管理制度」という監視システム）。しかも、このような新制度を、日本人が、在日コリアンが、またニューカマーである外国人が理解して履行することは不可能である。そうすると多くの外国人が、意図的な届出拒否ではなく、種々の義務制度を知らずに「法違反者」になってしまう。そして実際、施行後この1年間</p>	<p>① 旗手明（自由人権協会）「改定法および施行後の問題点」</p> <p>② 鈴木江理子（国士舘大学）「自治体アンケートから見た自治体の課題」</p> <p>○報告に対する質疑応答</p> <p>○各地域／各領域からの報告と提案</p> <p>【発題】佐藤信行（RAIK）「2015年抜本改正に向けて」</p>		<p>金成元（KCC）</p>

会		<p>だけでも、入管窓口で、空港の出国窓口で、自治体窓口で、さらに市民社会の中で、外国人はさまざまな不利益を受けている。</p> <p>また非正規滞在者の多くは、改定法の下、日本社会から「見えない存在」として生きることを余儀なくされている。</p> <p>分科会では、二人の報告「改定法および施行後の問題点」「自治体アンケートから見た自治体の課題」から、改定法の問題点を共有しながら、参加者による各地域／各領域からの現状報告と提案を受けて、私たちの今後の共同課題を考えていきたい。</p> <p>私たちの目標は、2015年7月8日である。すなわち改定法附則第61条には、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とある。私たちは、あくまで改定法の抜本的改正を求めていく。</p>			
第7分科会	<p>困窮する難民申請者・長期仮放免問題</p>	<p>日本における難民申請者は増加を続け、2008年に1000人を超えてからは1000人台が続き、2012年には2,545人となった。しかし難民認定された者はわずか18人で、難民認定はされなかったが人道的見地から在留特別許可の出た者（補完的保護）が112人、合計130人でしかない。</p> <p>第一に難民認定率の低さは難民認定手続きそのものに問題がある。退去強制手続きを行う入国管理局が難民認定続きも行うという点が問題で、退去強制手続きを行う入国審査官が予断と偏見なしに難民認定手続きを行う難民調査官になりうるのか。また出身地情報についての知識も十分でない入国審査官が、難民調査官になったとしても十分な知識を持つ保障はどこにもない。</p> <p>第二に、強制送還執行中に死者が出たため、本人の同意なしの執行が困難になっている。（ただしすべてなくなったものではない）そこで予算を軽減し、抵抗の危険を排除する「チャーター便での送還」が実行されようとしている。</p> <p>第三に、一時庇護が認められていない大多数の難民申請者は退去強制令書の</p>	<p>① 石川えり（認定NPO法人 難民支援協会 事務局長）「難民認定手続きの課題と改正の方向」</p> <p>② 佐藤直子（難民・移住労働者問題キリスト教連絡会 事務局長）「収容、送還の現状と在留カード制度施行後の仮放免者の生活」</p> <p>③ 松浦篤子（カトリック大阪大司教区 社会活動センター シナピス）「仮放免者の現状と要望」</p>	<p>草加道常 (RINK)</p>	

		<p>発布を受けて収容され、その後に仮放免許可されている。ところが仮放免にあつては就労することも認められず生活の保障は一切ない。そのため病気になっても治療ができないこともある。このような状況で難民申請者や強制送還に同意しない者は仮放免期間が10年を超える者もいる。</p> <p>そこで難民認定手続きに関する法改定を求める報告と強制送還のためのチャーター便の動向と仮放免者、仮放免者の現状について報告と討議を行う。</p>			
第8分科会	反貧困—外国人の生存権	<p>リーマンショック以降の貧困の拡大は日本で暮らす外国人に大きな影響を与えている。本分科会では外国人の生存権を守り、貧困の連鎖から脱出するためには何が必要なのかを生活保護と自立支援から考え、それを行政交渉に生かす方途を話し合いたい。まず、入門編でさまざまなデータを用いて全体的見取り図を描く。そのうえで、生活保護が外国人には権利として認められていないことを確認し、近年の論争点を報告する。すなわち、2011年11月15日に大分外国人生活保護訴訟で、永住外国人に対する生活保護が法的保護の対象になるとする福岡高裁判決がなされた。この訴訟の意味と現況、入国間もない保護申請を制限する取扱いや在留更新の際の入管の不当な調査など、生活保護を受ける外国人への不当な圧力について報告する。それと関連するトピックとして、自立支援策が外国人の就労に結びついているか、現場での取り組みをもとに問題提起する。さらに、自治体レベルで「外国人と貧困」に関わる対策を実現するにあたって、どのような交渉が可能で実現の見込みがあるのかを、九州での経験にもとづく報告から考えたい。</p>	<p>① 稲葉奈々子（茨城大学）「入門編 移住者と貧困をめぐる見取り図」</p> <p>② 背本郁（NGO 神戸外国人救援ネット）「外国人の生活保護をめぐる最近の動きと課題」</p> <p>③ 横田能洋（茨城県外国人就労・就学支援センター）「自立支援と外国人の就労の現実」</p> <p>④ 中島眞一郎（コムスタカ）「外国人政策をめぐる自治体交渉と貧困対策の可能性」</p>		司会 鍛冶致（大阪成蹊大学）
第9分		<p>本分科では、地域の一員として生活する外国人が増えつつある現在、地域の公共団体、NPO、学校、当事者などの役割について二つに事例検討を通じて検討する。</p> <p>事例Ⅰ、在日外国人児童出張読書の会</p> <p>学校現場の山本則子先生（神戸市立駒ヶ林小学校）が報告を行う。ここでは、地域の図書館とNPOがコラボレーションして、学校へ出張し外国人児</p>	<p>I</p> <p>①山本則子（神戸市立駒ヶ林小学校教諭） 「在日外国人児童出張読書の会」</p>		李圭燮（特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター(KFC) 副理事長)

科 会	地域に生 きる外国 人	<p>童を対象に読書の会を行っていることを紹介する。外国にルーツを持つ子どもが、読書の会を自分たちのネットワークや居場所として楽しみながら、これからの知識源となる本とふれあっている。公立の図書館が地域の外国人児童の支援に踏み込んでいるユニークな事例が、地域の公共団体の外国人支援のあり方という観点での役割について考え直す材料になるだろう。</p> <p>事例Ⅱ、在日ベトナム人におけるお寺の意義</p> <p>地域に住むベトナム人のコミュニティ活動の一つとしてベトナム仏教寺院の建設活動を行っている太田寛子氏とベトナム人住職ダオ・トリン・チン・ニャンの方が報告を行う。ベトナムの方々が資金、場所からすべを調整し、地域の住民やベトナム人コミュニティ内部のトラブルを抱えつつお寺建設を続けている。(神戸には2012年建設完了、現在姫路に建設中) 将来的には、ベトナム仏教活動のほか、母語教室なども考えているとのこと。ここでは、地域の外国人コミュニティの憩いの場である宗教施設の役割を考える事ができるであろう。</p>	<p style="text-align: right;">ダ</p> <p>②ダオ・トリン・チン・ニャン (住職) 太田寛子 (在日ベトナム人仏教徒) 「在日ベトナム人におけるお寺の意義」</p>		
第 10 分 科 会	災 害 と 外 国 人	<p>本分科会では東日本大震災以後、外国人住民がどのような活動を行ったかを中心に報告を行う。「日本人＝支援する人、外国人＝支援を受ける人」という単純なイメージを覆し、状況によっては「外国人＝支援する人」にもなりうるということを共有し、地域社会にともに暮らす外国人の視点から「災害と外国人」について考える分科会としたい。報告とともに被災地在住の外国出身者の取組みの紹介や宮崎県に住む在日ドイツ人が福島から宮崎県に避難されている方々を追ったドキュメンタリー「フクシマからみやぎきへ」の上映も行う予定。</p> <p>報告Ⅰ 【ひょうごラテンコミュニティと災害情報発信】</p> <p>神戸を拠点とする「ひょうごラテンコミュニティ」代表の大城ロクサナさんが、東日本大震災以後どのような活動を行ってきたかを報告する。ひょうごラテンコミュニティはスペイン語圏出身者の日本社会での生活向上や地域社会への積極的な参加を促進するためのさまざまな取り組みを行っている自助組織である。当事者たちが何をどのように考え行動しているかを発信す</p>	<p>① 大城ロクサナ (ひょうごラテンコミュニティ代表)「ひょうごラテンコミュニティと災害情報発信」</p> <p>② 宗田勝也 (難民ナウ！代表)「3.11と難民」</p>	李裕美 (多言 語センター FACIL)	村上桂太郎 (多言語セン ターFACIL)

		<p>る場ともなるだろう。</p> <p>報告Ⅱ 【3.11 と難民】</p> <p>京都三条ラジオカフェで「難民ナウ！」というラジオ番組を制作している宗田勝也さんが難民の被災地ボランティア等について報告する。「難民ナウ！」は「難民問題を天気予報のように」というコンセプトで、日本ではなかなか報道されない難民の状況を発信し続けている番組である。番組やさまざまな活動を通して遭遇した事例をまじえた報告は、「難民」という言葉から見える「私たち」の立ち位置について考えるきっかけとなるだろう。</p>			
第11分科会	<p>日系の子どもたちは今一国籍と来日問題</p>	<p>本分科会は、1980年代以降来日が増えてきたフィリピンやタイの女性たちと日本人男性との間に生まれた日系の子どもたちの「今」を取り上げ、参加者と問題を共有します。</p> <p>1部で、子どもたちの日本国籍取得についてとりあげ、2部では、最近増えているフィリピンから来日する日系の子どもたちやその親の仕事環境について考える二部構成です。</p> <p>1部では、日本人の父親に遺棄されたり、認知してもらえない子どもの父親探しを手伝い、支援する「JFC ネットワーク」が、日系の子どもや母親の相談からみえる実情を報告します。現在、成長した子どもたちは自分たちのアイデンティティを確立しようと、日本国籍取得のための裁判を起こし、2008年、婚外子が日本国籍を取得できない国籍法3条は憲法14条に違反するという最高裁判決を得て、届出によって日本国籍を獲得できるようになりました。しかし一方で、両親が婚姻しており外国で生まれたJFCの子どもたちは、3か月以内に日本に「国籍留保届け」を出さなければ、持っているはずの日本国籍を喪失し（国籍法12条）、その回復は日本でしかできません（同17条）。2010年に26名の当事者である子どもたちが原告として国籍確認訴訟を提訴しましたが、まだ闘いは続いています。</p> <p>2部では、成人した子どもたちや母親が日本での法的地位を獲得した後、再度来日して働いている介護の現場についての調査報告があります。フィリピンでリクルートされ、日本の介護施設で働く日系の子どもたちを日本社会</p>	<p>① 伊藤 里枝子（特定非営利活動法人JFCネットワーク事務局長） 「JFC問題と私たち一国籍とアイデンティティ」</p> <p>② 高畑 幸（静岡県立大学国際関係学部 教員） 「新日系フィリピン人母子の来日と就労」</p>	<p>もりきかずみ（アジア女性自立プロジェクト）</p>	<p>藤本伸樹（ヒューライツ大阪）</p>

		<p>はどう受け入れ、子どもたちは日本社会にどう向き合っているのでしょうか。ともに考えていきたいと思います。</p>			
第12分科会	医療通訳／コミュニティ通訳	<p>通訳を必要とする外国人を支援する際に、専門知識と通訳倫理を兼ね備えた通訳者の存在は不可欠です。しかし、外国人支援における通訳の質について厳しく言及されることが少ないかわりに、未だに通訳の役割が理解されていないことも少なくありません。本来の医療通訳・コミュニティ通訳は、外国人の医療やコミュニティの様々な場面で、単に言葉を置き換えるだけではなく、コミュニケーションの橋渡しや調整、問題解決に向けて対人支援の一部となる役割を担っています。</p> <p>近年、要通訳案件が減ることはなく、逆に通訳内容は年々難しくなっています。通訳の環境整備を怠れば、守られるべき様々な外国人の人権を損なうことにもなります。この分科会では、現状を踏まえたうえで未来に向けた医療通訳・コミュニティ通訳のあり方についての議論をしていきたいと思っています。</p> <p>これから医療通訳・コミュニティ通訳をやってみたいという人の参加も歓迎します。</p>	<p>① 中村安秀（医療通訳士協議会（JAMI）会長・大阪大学大学院人間科学研究科教授）「医療通訳士の役割：ことばと文化の壁を超えて」</p> <p>② 飯田奈美子「コミュニティ通訳の役割と責任」（多言語コミュニティ通訳ネットワーク mcinet 共同代表）</p>	<p>村松紀子（医療通訳研究会（MEDINT）、（公財）兵庫県国際交流協会 庵原典子（医療通訳研究会（MEDINT））</p>	
第13分科会	多文化ソーシャルワーク	<p>地域社会で暮らす外国人は、多様化・定住化が進むなか、複雑で困難な問題を抱えるケースが多い。2007年リーマンショック以降の就職難と生活困窮、2012年7月入国管理法改定による非正規滞在者の排除、在留資格制度の厳格化等の影響により、社会保障制度の適用がなされず、社会的に排除される深刻なケースが急増している。</p> <p>外国人が地域の福祉サービスや病院等に出向いた際、言葉の制約、不慣れ、保険未加入等の理由で敬遠され、適切な援助や対応がなされない状況は、今も改善不十分である。</p> <p>このような現状で、外国人住民の悩みに寄り添い、行政サービス等、必要な社会資源に繋げる「多文化ソーシャルワーク」の役割はますます重要である。その現場の担い手には、外国人とのコミュニケーション能力、多文化の理解、専門的な知識、豊富な経験をもった人材が必要とされる。行政側で外国人支</p>	<p>① 武田真由美（NGO神戸外国人救援ネット、社会福祉士） 「外国人談支援活動における関係機関との連携ー現状と課題ー」</p> <p>② 村松好子（兵庫県教育委員会事務局人権教育課） 「兵庫県における子ども多文化共生教育の取組み」</p> <p>③ 金静寅（NPO 同胞法律・生活センター、社会福祉士）</p>	<p>高嶋俊男（ひめじ発世界）、後藤美樹（フィリピン人移住者センター（FMC））</p>	

		<p>援を推進する専門家を育成し、活用する動きとして、愛知県の多文化ソーシャルワークや群馬県での取組み例がある。全国 NGO には、行政からも排除される外国人に寄り添い、代弁し、生活自立の支援のため奮闘する多くの実践がある。しかし、支援実践者と福祉専門職間や、組織・地域を超えた連携協力は少ない。</p> <p>本分科会では、外国人の困難なケースに取り組んできた NPO 外国人相談実践者、社会福祉士、行政の方々を招き、支援現場における実践と課題、求められる人材・方法・支援のありかた、専門的人材の活用の仕組み、支援者のネットワーク形成について話し合いたい。</p>	<p>「日本社会との共生を目指して—当事者主催の支援活動の実践と課題—」</p>		
<p>第 14 分 科 会</p>	<p>排外主義の広がりにどう対処するか</p>	<p>移住連が結成された 1990 年代以降、日本社会では多文化共生という標語が広がり、公的社会では目指すべき方針として定着してきた一方、移住者・マイノリティの増加を嫌悪・敵視する排外主義が芽生え、広がりはじめた。歴史認識・領土問題をめぐる日韓・日中関係の軋轢や北朝鮮脅威論の流布によって、嫌韓・反中を掲げたデモに多数の一般市民が集まり、 코리아タウンなどで排外的な街宣活動を繰り広げる自称「草の根保守市民団体」も続々と結成され、高校無償化からの朝鮮学校適用除外をめぐるパブリック・コメントでは除外賛成が反対意見を上回った。こうした社会的風潮や市民活動の広がりは、「多文化・多民族が共生する日本社会をつくる」という移住連の活動目標に真っ向から反する。それらが移住連の目指す多文化・多民族共生社会とそのため活動にとって、現時点でどの程度の障害となりつつあるのか、今後どの程度の脅威になり得るか否か、本腰を入れて考えるべきレベルと時期に達していると思われる。3 人の報告と参加者からの情報で現状を把握し、今後の対応方法を考える契機としたい。</p>	<p>① 郭辰雄（코리아NGOセンター代表理事）「ヘイト・スピーチの広がりとはカウンター行動」</p> <p>② 上瀧浩子（弁護士、朝鮮学校への嫌がらせ事件弁護団）「朝鮮学校バッシングをめぐる裁判を通して見る排外主義の広がり」</p> <p>③ 前田朗（東京造形大学教授）「人種差別禁止法とヘイト・スピーチ規制法」</p>	<p>岡本雅享（移住連事務局次長）</p>	